



マチレット

婚姻手続き早わかりBOOK

# 逗子市で 始める暮らし

Zushi Married Life  
2023-2024

夫婦になる  
あなたに読んでほしい！

逗子暮らし／婚姻届の書き方／よくあるご質問／オリジナル婚姻届



ご結婚  
おめでとう  
ございます

いつまでも恋人同士のような、笑顔溢れる  
ご家庭を築かれることを願っております。  
お二人の末永いご健康とご多幸をお祈りいたします。

### contents

- 逗子暮らし……………P.2
- 婚姻届の書き方……………P.3
- よくあるご質問……………P.5
- オリジナル婚姻届…別紙

### お問い合わせ

- ▶逗子市戸籍住民課（婚姻届に関すること）  
電話：046-873-1111（代）
- ▶逗子市公式ホームページ  
<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/>



この冊子は有料広告を掲載しています。広告の内容について、市と関連するものではありません。



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2023年4月発行

発行：逗子市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

# 逗子暮らし

逗子といえば海。

駅から住宅街を歩いて15分ほど歩いたところにある逗子海岸。

「駅近・遠浅・波が穏やか」が特徴で、子どもの海デビューにもぴったり。

毎年、多くの家族連れでにぎわっています。

また、ウィンドサーフィンやSUPなどマリンスポーツも盛んで、

休日には地元住民や都内から通う人でいっぱいです。

実は山もあるまち、逗子。

三方を山に囲まれ、市域に占める緑の割合は約6割。

披露山、二子山、池子の森自然公園などの自然が、

住宅街のすぐそばに広がっています。

春の新緑、秋の紅葉、冬には抜群の見晴らし。

ときには歴史を感じながら、一年を通してリフレッシュすることができます。

自然を身近に感じる逗子暮らしで、

毎日をもっと豊かに、幸せに。



シティプロモーションページ「逗子暮らし」  
<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/citypromotion/>



逗子市公式インスタグラム  
[https://www.instagram.com/zushi\\_official/](https://www.instagram.com/zushi_official/)



「逗子フォト」  
<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/zushiphoto>



# 婚姻届の書き方

## 婚姻届

令和 5 年 3 月 1 日届出

神奈川県逗子市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

本届書中  
字訂正  
字削除  
字加入

(1)	夫になる人	妻になる人
	氏名 逗子 太郎	氏名 神奈川 花子
(2)	生年月日 平成5年 5月 5日	生年月日 平成5年 3月 3日
	住所 神奈川県逗子市〇〇 一丁目 2番地 3号 〇〇マンション101	住所 神奈川県逗子市□□ 678番地 9号
(3)	本籍 神奈川県逗子市△△ 四丁目 5番地	本籍 神奈川県逗子市□□ 678番地
	父母及び養父母の氏名 父 逗子 寿之 母 逗子 結子	父母及び養父母の氏名 父 神奈川 幸男 母 神奈川 和美
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏 神奈川県逗子市〇〇三丁目1番地	同居を始めたとき 令和5年 1月
	初婚・再婚の別 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>
(5)	同居を始めたとき 令和5年 1月	初婚・再婚の別 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚
	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	夫妻の職業 夫の職業 妻の職業
(6)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	その他
	夫妻の職業 夫の職業 妻の職業	届出人署名 夫 逗子 太郎 印 妻 神奈川 花子 印
(7)	届出人署名 夫 逗子 太郎 印 妻 神奈川 花子 印	事件簿番号
	事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日
(8)	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	連絡先 電話 080(1234)XXXX 自宅・勤務先 [ ] 携帯
	連絡先 電話 080(1234)XXXX 自宅・勤務先 [ ] 携帯	

令和 年 月 日 午前 午後 時 分受領
夫 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
妻 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
不受理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
不受理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
不受理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
不受理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
送付 令和 年 月 日
確認 通知





### 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください(消えるボールペンは使用しないでください)。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいてください)。

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

	証	人
署名 (※押印は任意)	逗子 寿之 印	逗子 結子 印
生年月日	昭和37年 1月 1日	昭和37年 2月 2日
住所	神奈川県逗子市△△ 四丁目 5番地 6号	神奈川県逗子市△△ 四丁目 5番地 6号
本籍	神奈川県逗子市△△ 四丁目 5番地	神奈川県逗子市△△ 四丁目 5番地

→ 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→ □には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。  
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。  
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は必ず本人が自署してください。

◎押印は任意です。



# よくあるご質問

**Q** 婚姻届出をする場合、届書以外に必要なものはありますか？

**A** ・届書を持参される方の運転免許証やパスポート等の本人確認書類  
 ・返子市以外に本籍がある方は、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)  
 ※返子市に本籍がある方は必要ありません。

**Q** 証人は、必ず必要ですか？

**A** はい。婚姻届を提出するときは、証人として二人の方の署名が必要です。  
 成人の方であれば、親族でも友人でも構いません。

**Q** 結婚式の日に婚姻届を提出したいのですが、その日は日曜日で市役所が休みです。  
 市役所窓口の時間外に提出するにはどうすれば良いですか？

**A** 婚姻届は24時間受付できます。返子市役所の場合、提出先は下記のようになります。

時間帯	提出場所
平日(月～金曜)の8時30分～17時00分	戸籍住民課窓口
上記以外の平日の時間帯、土曜、日曜、 祝日、年末年始	市庁舎1階警備員室

※時間外に届書を提出される場合は、警備員が受領(お預かり)します。翌開庁日に担当職員が届書を確認し、内容に不備がなければ受理します。戸籍に記載される婚姻日は、警備員が婚姻届を受領した日になります。

届書を時間外に提出し内容に不備があった場合、平日の開庁時間帯に来庁して頂かなければならない場合があります。あらかじめ提出前に、届書の記載内容の確認を戸籍担当職員までお申し出いただくことをお勧めします。

**Q** 結婚と同時に返子市の新居に引っ越す予定です。婚姻届が受理されれば、住所も変更されますか？

**A** 婚姻届だけでは、住所は変わりません。別に住所の異動届が必要になります。  
 住所の異動届は、時間外は取り扱っておりませんので、ご注意ください。

届	届出期間	届出人	必要書類	備考
転入(※事前に前住所地で転出届が必要です。)	転入または転居した日から14日以内	本人または同一世帯の方	転出証明書・本人確認書類	※本人確認書類 ●運転免許証 ●マイナンバーカード ●パスポート ●身体障害者手帳など
転居			本人確認書類	
世帯変更	変更があった日から14日以内		本人確認書類	

(注) 転入…返子市外から返子市内に住所を異動すること。 転居…返子市内で住所を異動すること。

**Q** 婚姻届と同時に、住所の異動届を出そうと思います。  
 届書には引っ越し前の住所を書きますか？それとも新しい住所を書きますか？

**A** 新しい住所をお書きください。  
 住所の異動届は、時間外は取り扱っておりませんので、ご注意ください。



**Q** 結婚で氏が変わります。これに伴い、手続きをしなければならないものがあれば教えてください。

**A** 氏名を登録しているものはすべて変更が必要になります。ほんの一例ですが、下記のようなものが考えられます。変更のために必要になる書類等の詳細は、直接手続き先にお問い合わせください。

例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険・年金関係、金融機関の口座名義、各種資格関係、勤務先への届、電話・インターネット等通信関係、クレジットカード…など

## 結婚の手続き・届け出 やることリスト

### 氏名・住所変更

- マイナンバーカードの氏名変更
- マイナンバーカードの住所変更
- 銀行口座の氏名変更
- 銀行口座の住所変更
- パスポートの氏名変更
- クレジットカードの氏名変更
- クレジットカードの住所変更
- 運転免許証の氏名変更
- 運転免許証の住所変更
- 生命保険・損害保険の氏名変更
- 生命保険・損害保険の住所変更
- 資格関係の氏名変更
- 資格関係の住所変更
- 携帯電話の氏名変更
- 携帯電話の住所変更
- 健康保険・厚生年金の氏名変更
- 健康保険・厚生年金の住所変更
- その他の氏名変更
- その他の住所変更

### 婚姻の手続き

- 婚姻届の提出

### 引っ越しの手続き

- 転出届の提出
- 転入届の提出  
※同じ市区町村内で引っ越しをする人は、  
転居届と世帯合併の手続き
- ライフラインの手続き

### 仕事・保険・年金に関わる手続き

- 失業給付の手続き
- 国民健康保険・国民年金(第1号)の手続き
- 健康保険・国民年金(第3号)の手続き
- 確定申告
- 勤めている職場に結婚の届け出をする

### 妊娠・出産にまつわる手続き

- 妊娠にまつわる手続き
- 出産にまつわる手続き